

新しい時代の高等学校教育の実現 に向けた制度改革の背景について

令和3年6月17日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

参事官補佐 酒井啓至

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改革

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改革

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

3. (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応

- 高等学校通信制課程では、多様な生徒一人一人にきめ細かく対応することが一層求められており、学習支援や教育相談を含めた指導体制の一層の充実が期待されている。
- 1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」について、令和2年5月1日現在では、その数は26,970人（全体の13.0%）にも上っている。こうした非活動生徒に対しては、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要となる場面もあるものと考えられるが、生徒の状況が把握できないままにただ待つことが正当化されるものではなく、当該生徒を受け入れた学校として、個々の生徒の抱える困難や課題等に応じたきめ細かな指導・支援等に向けて努めることが必要である。



「ガイドライン」における改正事項

- ✓ 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、きめ細かな支援の充実に努めることが重要であるところ、例えば養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなどの対応が考えられることを明確化したこと。
- ✓ 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めることが重要であるところ、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなどの対応が考えられることを明確化したこと。

（「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインより」）

1.

中央教育審議会での議論

- (1) 「令和の日本型学校教育」の構築について
- (2) 中央教育審議会での議論を踏まえた通信制課程の在り方

2.

各高等学校の特色化・魅力化に関する制度改革

- (1) 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- (2) 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

3.

高等学校通信教育の質保証を図るための制度改革

- (1) 通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化
- (2) サテライト教育施設の教育水準の確保
- (3) 多様な生徒へのきめ細かな対応
- (4) 主体的な学校運営改善の徹底

3. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 学校の教育活動その他の学校運営の状況に関して、説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を果たしていくことが必要。
- 一方で、通信制課程の教育活動等の状況は、地理的・時間的制約を受けることなく行い得るという通信教育の特性のために、外形上の活動実態が明らかではなく、保護者や地域住民等からの理解が深まりづらい。
- 広域通信制高等学校において、所轄の都道府県の区域を超えて、全国に多数のサテライト施設が展開される場合に、行政指導に必要な箇所の発見が実質的に困難



- ✓ 各学校における主体的な学校運営改善を図る観点から、関係法令やガイドライン等を踏まえた学校評価への取組が確実に行われるよう、各設置者・所轄庁が各学校に対して適切に指導助言等を行うよう、求めていくことが必要
- ✓ 公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図るため、高等学校通信教育の特性も踏まえ、実施校の責任の下で、面接指導等実施施設ごとに、通信制高等学校の教育活動の基本的な状況について、情報の公開を各通信制高等学校に義務付け

(※) 中央教育審議会「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議まとめ及び「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議」の検討状況をもとに作成。

3. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

① 学校評価について（高等学校通信教育課程の改正）

（通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価）

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

3. (4) 主体的な学校運営改善の徹底

②情報公表について（高等学校通信教育規程の改正）

（情報の公表）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。

二 通信教育を行う区域に関すること。

三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。

五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。

六 通信教育実施計画に関すること。

七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。

八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。

九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方

通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）

第3章 新時代の高等学校通信教育の在り方

（3）通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方

①高等学校教育として共通に身に付けるべき資質・能力

- 各学校においては、資質・能力の三つの柱に基づき整理された学習指導要領等を手掛かりに、教育課程全体を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかを、家庭や地域とも共有しながら、学校教育目標等として明確化・具体化することが求められる。その上で、特定の教科等や課題のみに焦点化した学習プログラムを提供するのではなく、学校教育を通じて育てたい姿に照らして、必要となる資質・能力を、三つの柱それぞれでバランスよく、一人一人の生徒に全人的に育んでいくことができるよう、教育課程を編成・実施することが期待されている。
- こうした考え方は、高等学校通信制課程においても同様であり、各学校においては、学習者本位の視点に立って、教育課程全体や各教科等の学びを通じて、「何ができるようになるのか」という観点から、育成を目指す資質・能力を整理した上で、通信制課程特有の教育方法を基礎として、生徒の具体的な学びの姿を考えながら構成していくことが必要であると考えられる。

通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方

②新高等学校学習指導要領の着実な実施

- 「生徒にどういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするためには、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で、学習評価の改善を図っていくことが必要である。[高等学校通信制課程についても](#)、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のとおり、[観点別学習状況の評価を充実する観点から、各教科・科目の観点別学習状況を指導要録の参考様式に記載するなどの改善が行われており、これらを参考としながら、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われることが期待](#)されている。
- 加えて、資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、[論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった多様な活動に取り組みさせるパフォーマンス評価などを取り入れ、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的・多角的な評価](#)を行っていくことが求められる。さらには、総括的な評価のみならず、一人一人の学びの多様性に応じて、[学習の過程における形成的な評価を行い、生徒の資質・能力がどのように伸びているかを、例えば、日々の記録やポートフォリオなどを通じて、生徒自身が把握](#)できるようにしていくことも考えられる。

通信教育の特長を生かした今後の学びの在り方

- また、高等学校教育を通じて、必要な資質・能力を一人一人の生徒に全人的に育んでいく中にあるのは、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、教室内外の活動において他の生徒と学び合い、多様な考え方に触れ、切磋琢磨することで社会性・人間性を育むといった社会的機能などの、高等学校の有する多面的な役割・機能を実現していくことが必要である。高等学校通信制課程においても、在籍生徒の若年化・多様化が進む中で、そうした役割・機能の実現はより一層求められているところ、生徒の実情に応じて、教師による対面指導や生徒同士による学び合い、多様な他者と協働して主体的に実社会に関わる課題を解決しようとする探究的な学び、地域社会での多様な学習体験や、自らの在り方・生き方を考えて努力した結果を評価していくことが考えられる。
- こうした観点から改善を進めていくに当たっては、各学校が育成を目指す資質・能力を改めて振り返った上で、学習者本位の視点に立って、各学校の実情に応じながら通信教育全体を再構成していく視点が重要となる。その際には、従来型の方法にとらわれず、ICTを学校教育の基盤的ツールとして効果的に活用することも考えられる。
- 新学習指導要領の実施を控える現在においては、高等学校通信制課程においても、まずもってその着実な実施を促すとともに、上述の視点に立ちながら、生徒や学校の実情を踏まえ、ICTの効果的な活用方法、ひいては新時代の高等学校通信教育の在り方を実証的に研究し、先導的な事例の創出・共有を図っていくことが適当である。